

# 大和郡山 防災ニュース 3. 4月

このニュースは、市内で防災に関わる住民の皆さんに、動きや情報を提供します。

## 放っておくと、防火・防犯・防災の妨げになる 管理不全空家をなくしましょう！

社会全体が、高齢化、人口減少の中、街中でも空家が目立つようになりました。本市では、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、平成28年に消防団に依頼して市内全域の現地踏査をおこない、空家数1008件、うち管理不全空家400件という調査結果が出てまいりました。その後も近隣住民からの通報を3年間で約80件いただいています。

管理不全の空家って、どんな状況になっているのでしょうか？私共が通報を受けて、現場に行ってみると崩れかけた建物が隣の家にもたれかかっていたり、草木でジャングルのようにになっている家もありました。

ではなぜ、そのような状況になるまで放置されているのでしょうか？

この数年間の空家対策の経験から言えるのは、その多くは、住人が亡くなった後、相続人のお話合いをされていなかったり、話がまとまらなかったりで、近隣からの苦情や市からの問い合わせにも対応力を失っている状況になっていたということです。また、少子化や家族形態の変化などで、知らないうちに、会ったこともない遠い親戚の財産を相続する立場になっていたというケースもありました。市ではこのような事例の解決にかかわってまいりましたが、解決には数ヶ月以上、時には1年以上経っても解決に至らない場合も少なくありません。建物は使っていないと早く劣化しがちです。また台風で屋根瓦などの部材が破損落下することで雨漏りなどを生じて、あっという間に傷んでしまうことがあります。空家をお持ちの方は時々現場をご確認いただき、早め早めの対応をお願いします。



## なぜ、消防団が空家調査をやっているの？

空家の現地調査は、他市町村では業者に委託していることが多いですが、本市では消防団から「団で調査を行いたい」との申し出がありました。というのは、以前、片桐地区で中学生が空家で火遊びをしていて火災に至った苦い経験から、自分たちの地域の防火・防犯・防災にかかる危険な要素を知っておきたいという思いがあったからでした。全国でも珍しい消防団による空家調査は、所有者に対する心理的効果もあったのか、市職員が管理不全空家400件を追調査した際には、既に約半分の空家が適正管理に至っていました。



## 危険な空家は、市へご通報ください！

「空家の屋根瓦が落ちそうで怖い」「通学路に面した空家の壁が崩れそうだ」など近所にご心配な空家がありましたら、市民安全課へご通報ください。市が現地確認の上、必要に応じて、所有者へ通知文書や電話などで対応を求めてまいります。また、危険な状況にもかかわらず、所有者による適切な対応がない場合や、所有者が不明な場合は、法に基づく処分を行う場合もあります。

空家の管理の責任者は原則的にその所有者(その相続人を含む)です。事故発生等を未然に防止していただきますようお願いいたします。



## 令和2年度限り自主防災組織活動支援事業補助金を活用いただきありがとうございました！

昨年8月から8ヶ月間にわたって応募受付しておりました「令和2年度限り自主防災組織活動支援事業補助金」が3月末に終了いたしました。申請していただいた自主防災組織は228団体(自主防災組織の未登録自治会も含めた315自治会の72%)、補助金総額は、3千万円を越えるなど、今までにないご活用をいただきました。補助金活用を通じた地域防災の活性化にご協力いただきました自治会、自主防災会の役員の皆様には重ねて御礼申し上げます。なお、令和3年度以降は、引き続き、通常の自主防災組織活動支援事業補助金(活動額の1/2補助、限度額3~5万円)をご活用いただきますようお願いいたします。



## 今年は「『自主防災組織』と『消防団』防災のつどい」を5月に開催予定です！

昨年、新型コロナウイルス感染防止で開催を中止(代替で「つどいマガジン」発行)した「防災のつどい」。今年は5月に開催予定しています。なお、例年市内を東・中・西の地区で3回に分けて開催していますが、今年は1回毎の参加人数を減らして密状態を防止するため、5回開催の予定です。近く自主防災組織の代表者にご通知を差し上げますので多くの地区からのご参加を賜りますようお願いいたします。

## 自治会などの防災出前講座依頼も受付中！ 少人数でも訪問します。市民安全課までご相談ください

このニュースは、市民安全課、市内の各支所、矢田コミュニティ会館、南部公民館で配布しています。また、市のHPでもご覧になれます

[大和郡山防災ニュース](#) 🔍 検索

消防団のニュースは、『大和郡山市消防団へようこそ!』をご覧ください

[大和郡山市消防団へようこそ](#) 🔍 検索

発行人 市役所市民安全課